

1. 平成27年第4回郡上市議会定例会議事日程（第1日）

平成27年12月1日 開議

- 日程1 会議録署名議員の指名
- 日程2 会期の決定
- 日程3 議案第169号 郡上市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程4 議案第170号 郡上市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について
- 日程5 議案第171号 郡上市税条例等の一部を改正する条例について
- 日程6 議案第172号 郡上市手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程7 議案第173号 郡上市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程8 議案第174号 郡上市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程9 議案第175号 郡上市選挙公報の発行に関する条例の制定について
- 日程10 議案第176号 郡上市消防本部及び消防署等設置条例の一部を改正する条例について
- 日程11 議案第177号 郡上市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程12 議案第178号 郡上市小口融資条例の一部を改正する条例について
- 日程13 議案第179号 郡上市国民健康保険税条例及び郡上市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程14 議案第180号 平成27年度郡上市一般会計補正予算（第3号）について
- 日程15 議案第181号 平成27年度郡上市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程16 議案第182号 平成27年度郡上市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程17 議案第183号 平成27年度郡上市下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程18 議案第184号 平成27年度郡上市介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程19 議案第185号 平成27年度郡上市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程20 議案第186号 平成27年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計補正予算（第1号）について
- 日程21 議案第187号 平成27年度郡上市水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程22 議案第188号 平成27年度郡上市病院事業会計補正予算（第2号）について
- 日程23 議案第189号 郡上市総合スポーツセンターの指定管理者の指定について

- 日程24 議案第190号 過疎地域自立促進計画の策定について
- 日程25 議案第191号 財産の無償譲渡について（二日町地区第2コミュニティ消防センター）
- 日程26 議案第192号 財産の無償譲渡について（石徹白上在所コミュニティセンター）
- 日程27 議案第193号 財産の無償譲渡について（高鷲正ヶ洞集会所）
- 日程28 議案第194号 財産の無償譲渡について（美並東母野集会所）
- 日程29 議案第195号 財産の貸与について
- 日程30 報告第16号 専決処分の報告について
- 日程31 議報告第11号 諸般の報告について（例月出納検査の結果）

2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

3. 出席議員は次のとおりである。（17名）

1番	山 川 直 保	2番	田 中 康 久
3番	森 喜 人	4番	田 代 はつ江
5番	兼 山 悌 孝	6番	野 田 龍 雄
7番	鷲 見 馨	8番	山 田 忠 平
10番	古 川 文 雄	11番	清 水 正 照
12番	上 田 謙 市	13番	武 藤 忠 樹
14番	尾 村 忠 雄	15番	渡 辺 友 三
16番	清 水 敏 夫	17番	美谷添 生
18番	田 中 和 幸		

4. 欠席議員は次のとおりである。（1名）

9番 村 瀬 弥治郎

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	日 置 敏 明	教 育 長	青 木 修
市長公室長	田 中 義 久	総 務 部 長	三 島 哲 也
健康福祉部長	羽田野 博 徳	農林水産部長	下 平 典 良
商工観光部長	山 下 正 則	建 設 部 長	古 川 甲子夫
環境水道部長	平 澤 克 典	教 育 次 長	細 川 竜 弥

会計管理者 佐藤宗春

消防長 川島和美

郡上市民病院
事務局長 尾藤康春

国保白鳥病院
事務局長 藤代求

郡上市
代表監査委員 齋藤仁司

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 長岡文男

議会事務局
議会総務課主査 武藤淳

◎開会及び開議の宣告

○議長（尾村忠雄君） 皆さん、おはようございます。議員の皆様には大変御多用のところ出席いただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまから平成27年第4回郡上市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は17名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の欠席議員は、9番 村瀬弥治郎君であります。

本日の議事日程は、お手元に配付してありますので、お願いいたします。

(午前 9時30分)

◎会議録署名議員の指名

○議長（尾村忠雄君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には10番 古川文雄君、11番 清水正照君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（尾村忠雄君） 日程2、会期の決定についてを議題といたします。

会期並びに会期日程については、去る11月24日の議会運営委員会において御協議をいただいております。

お諮りをいたします。本定例会の会期は、本日12月1日から12月18日までの18日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日12月1日から12月18日までの18日間と決定いたしました。

会期日程につきましては、お手元に配付してありますので、お目通しをお願いいたします。

齋藤代表監査委員におかれましては、大変御多用のところ出席していただき、まことにありがとうございます。

◎市長挨拶

○議長（尾村忠雄君） ここで、日置市長より御挨拶をいただきます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） おはようございます。きょうから師走、本年も残すところ1カ月となりました。平成27年第4回郡上市議会定例会の開会に当たり、御挨拶並びに提案説明を申し述べます。

本日、平成27年第4回郡上市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には御参集いただき、まことにありがとうございます。

提案説明に入ります前に、この秋の市政の動き等について若干の報告をさせていただきます。

まず、1点目は、地方創生の推進に向けた取り組みについてであります。

まち・ひと・しごと創生法の施行を受け、本年5月から全庁体制で策定作業を行ってまいりました郡上市まち・ひと・しごと創生 人口ビジョンとその総合戦略を、去る10月30日付をもって策定をいたしました。

人口ビジョンは、国のまち・ひと・しごと創生長期ビジョンの趣旨に基づき、市の人口の現状を分析し、現在、目指すべき将来の方向性と人口の将来展望を示すとともに、総合戦略における政策推進に当たっての重要な基礎データとすることにより、効果的な施策を企画立案しようとするものであります。

このたび策定をいたしました市の人口ビジョンでは、長期展望として、45年後の2060年の本市総人口について、国立社会保障・人口問題研究所が推計した2万人弱という人口を、合計特殊出生率、これは1人の女性が一生の間にお産みになる平均的な子どもさんの数であらわすわけでありすけれども、この合計特殊出生率の引き上げと若い世代の転入促進・転出抑制による社会増減数の改善により、2万7,000人程度にするといたしております。この長期展望と現在との中間点としての中期展望として、25年後の2040年には、先ほど申し上げました国立社会保障・人口問題研究所推計の約2万9,000人を政策的努力によりまして約3,000人ほど押し上げ、3万2,000人程度の人口を維持しようとするものであります。

また、総合戦略におきましては、国の提示する総合戦略の基本的な考え方、政策5原則等を前提とし、人口減少への抑制対策、地域経済と雇用機会及び市民生活の好循環を促す仕組みの確立を目指します。

今回策定しました総合戦略では、人口ビジョンに示した人口の将来展望を踏まえ、平成27年度、すなわち今年度を初年度とする今後5カ年の戦略として策定したものであります。市民、各界代表によって構成をされました地方創生推進会議や市民の皆さんとのふれあい懇談会、市民アンケート、そして多くの御応募をいただきました夢論文・夢作文の御意見、御提案などをできるだけ反映し、4つの基本目標、施策の基本的な方向、具体的な施策を掲げております。

現在は、各施策を具体的に推進していくための事業化方策の詰めなどを、次年度の予算編成作業にあわせて取り組んでおるところでございます。

なお、国の地域住民生活等緊急支援のための交付金、先行型という交付金ではありますが、これを活用した地方創生関連事業のうち、テレワークのまち推進事業では、ICT、すなわち情報通信技術を活用して、場所や時間にとらわれずに働くテレワークを推進し、移住者の増加を図る取り組み

といたしまして、八幡町小野において整備を進めてまいりましたモデルテレワークハウスが完成し、去る10月16日に内覧会を行いました。試験的にはありますが、東京の情報通信技術関連会社が数人の社員を滞在させ、サテライトオフィスとして御利用いただくこととしており、テレワークという新しい働き方が定着すれば、人口減少を食いとめる上で大きな可能性の第一歩となるものと期待をいたしております。

次に、2点目でありますけれども、市内の道路等社会基盤の整備についてであります。

県の事業として道路改良を進めていただいております主要地方道金山明宝線のうち、特に交通の難所であります小川峠区間を改良する、仮称でありますけれども、めいほうトンネル、全長1,653メートルの第1期工事、延長850メートルの起工式が去る10月23日に行われました。このトンネルの開通は、地元の長年の悲願であり、当日は工事の着手を喜ぶ地元の皆さん方が、小川小学校の児童も含めて多数参加して、式典に出席をされました知事を迎えました。ようやく始まりましたトンネルの本体工事は、地元の熱意に県が応えていただいたものであります。トンネル全体が一日も早く完成するよう、これからも関係機関に働きかけてまいります。

また、これも県の事業として、明宝寒水地内で進められておりました主要地方道白鳥明宝線、深谷橋改良工事、改良延長249.5メートルがこのほど完了し、去る10月13日に完成式を行いました。これまでの深谷橋は、幅員が2.5メートルと非常に狭く、橋の前後の道路線形も悪いため、車両のすれ違いができない状態で、特に冬期間においては積雪が多く、さらに幅員が狭められ、大変危険な区間となっております。今回の改良工事の完成により、今後は地域住民の皆様にも安心して通行いただけるものと存じます。

このほか、国直轄事業として進められている一般国道156号大和改良の一部区間の開通に伴う万場大橋の渡り初め式が去る11月21日に行われました。この事業は、大和町剣地区から万場地区を経まして白鳥町中津屋地区に至る延長2.6キロメートルの国道バイパス事業でありますけれども、災害時の交通確保や冬季を中心とした交通の安全確保を目的に計画された道路であります。

今回の一部供用開始、大和町剣地区から万場地区、延長880メートルに伴いまして、この万場大橋が剣と万場の両地区を結ぶ地域の重要な路線となりますとともに、全線が開通しますと、国道156号を御利用いただく皆様にとって格段に安全性が向上するものであります。

今後、一日も早い全線開通が実現するよう、関係機関に対し、引き続き要望を行ってまいりたいと存じます。

3点目は、産業振興に向けた企業誘致についてであります。

この2件は、いずれもさきの9月議会開会中のことではありましたが、市民の皆様への報告も兼ねて、ここで改めて報告させていただきます。

まず、白鳥町の勝光島工業団地に新工場を建設いただくため、昨年11月に土地売買契約を交わ

しました株式会社TEKNI A、本社は名古屋市にございますけれども、この株式会社TEKNI Aの郡上工場が契約締結からわずか1年足らずで完成をされ、9月19日に竣工式が行われました。同社は、航空機部品や自動車部品などの精密加工品を手がけておられ、今回完成した新工場では、主に航空機部品を製造されます。新工場は、とりあえず約10人が勤務されておりますが、このうち市内から6人の採用をいただきました。

中部地方の航空機産業をめぐる状況につきましては、ボーイング787——セブンエイトセブンの生産拡大や先般、初飛行に成功いたしました国産のMRJ、すなわち三菱リージョナルジェットの実産などが見込まれるため、これに関連した生産体制の強化を図る企業、その中でも特に中堅、中小企業を支援するアジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区の指定が行われております。郡上市もこの当該特区に指定されている地域を有していることから、今後もTEKNI A郡上工場の生産拡大と、それに伴う雇用の増加などに大きな期待をするものであります。

次に、国内製材最大手の中国木材株式会社、本社は広島県呉市にございますけれども、この会社と郡上森林組合あるいは岐阜県森林組合連合会など、7法人で構成をいたします長良川木材事業協同組合が白鳥町中津屋等で建設を進めておられました大型製材工場が完成し、9月28日に竣工式が行われました。

この工場は、当面、年間5万立方メートル、将来は年間10万立方メートルの原木を柱やはりなどに加工する中部地方で最大級の処理能力があるということであります。現在は三十数人が勤務されておりますが、このうち市内から17人と、それに加えて、この春、市内の高校を卒業した新卒者6人もあわせて採用いただきました。また、来年度も市内の高校を卒業する生徒の採用を予定していただいております。

この工場の稼働により、木材需要量が飛躍的に増加をし、本市を初め、岐阜県の林業の発展とさらなる雇用確保が図られることを期待するものであります。

なお、今後とも交通アクセスの利便性や強固な地盤、豊かな自然環境など、郡上の強みをアピールしながら、多様な産業の誘致を推進し、新たな雇用の場の創出に取り組んでまいりたいと存じます。

以上、御報告とさせていただきます。

それでは、今議会において審議をお願いしております諸議案につきまして、その概要を申し上げます。

初めに、条例の制定及び改正関係であります。全部で11件あります。

まず、議案第169号は、郡上市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正しようとするものであります。

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴いま

して、地方公務員災害補償法施行令が改められましたことから、所要の規定を整備しようとするものであります。

議案第170号は、郡上市特別職報酬等審議会条例の一部改正についてであります。

議会に提出する場合において、特別職報酬等審議会の意見を聞くものとする条例の一つに、政務活動費の額に関する条例を加えようとするものであります。

議案第171号は、郡上市税条例等の一部改正についてであります。

地方税法の一部改正等に伴い、徴収猶予に関する規定を加えるなど、所要の規定を整備しようとするものであります。

議案第172号は、郡上市手数料条例の一部改正についてであります。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行、いわゆるマイナンバー制度の導入に伴い、平成28年1月1日以降は、発行しないこととするとなる住民基本台帳カードの交付手数料等に係る規定を削ろうとするものであります。

議案第173号は、郡上市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。

地区集会所の一部施設について、公の施設としての位置づけを廃止することに伴い、所要の規定を整備しようとするものであります。

議案第174号は、郡上市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてであります。

いわゆるマイナンバー法に規定をいたします個人番号利用事務以外であって、市が独自に個人番号を利用する事務を定める等、所要の規定を整備しようとするものであります。

議案第175号は、郡上市選挙公報の発行に関する条例の制定についてであります。

郡上市議会議員選挙及び郡上市長選挙において、選挙公報を発行することにつき必要な事項を定めようとするものであります。

議案第176号は、郡上市消防本部及び消防署等設置条例の一部改正についてであります。

消防署の管轄区域を現状に合わせて見直すなど、所要の規定を整備しようとするものであります。

議案第177号は、郡上市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてであります。

先ほど申し述べました議案第169号と同じく、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が改められましたことから、所要の規定を整備するものであります。

議案第178号は、郡上市小口融資条例の一部改正についてであります。

中小企業信用保険法の一部改正に伴い、所要の規定を整備しようとするものであります。

議案第179号は、郡上市国民健康保険税条例及び郡上市介護保険条例の一部改正についてであります。

マイナンバー制度の導入に伴い、減免申請書等に記載すべき事項に個人番号を加えようとするものであります。

続きまして、議案第180号から議案第188号までは、平成27年度郡上市一般会計を初め、全部で9会計の予算の補正をお願いするものであります。

最初に、一般会計補正予算の主な内容を説明いたします。

まず、歳出では、市立保育園に途中入園される未満児の増加に対応する臨時保育士の確保などに1,255万1,000円、地域における話し合いに基づき、農地中間管理機構にまとまった農地を貸し付けた地域や農地を貸し付けて担い手への農地集積・集約化に協力する、農地の出し手を支援する機構集積協力金事業における集積対象面積等の増加によりまして1,664万8,000円。また、農業協同組合が新たに組織化した集落営農組織等に賃貸借する農業機械の導入に対する助成を行います小規模農家組織化支援事業の採択によりまして1,079万6,000円。白鳥町の前谷自然活用総合管理施設、いわゆるハートピア四季でありますけれども、これの老朽化等に伴う修繕に1,163万1,000円、県営道路改良事業の増加に伴う負担金として1,100万円、会計検査で指摘を受けました八幡中学校グラウンドの照明設備の整備に係る交付金の返還金680万7,000円など、これらについてはそれぞれ増額補正をしようとするものであります。また、4月12日に執行をいたしました岐阜県議会議員選挙の事業費の確定により2,452万9,000円、職員の異動等に伴う職員給与費7,421万8,000円などについては、それぞれ減額補正しようとするものであります。

一方、歳入では、これらの歳出に対する財源として、機構集積協力金、これは県補助金でございますが、これを1,664万8,000円、また小規模農家組織化支援事業補助金、これも同じく県補助金でありますけれども、981万4,000円、県営道路改良事業負担金の増加に伴う財源手当といたしまして、合併特例債1,290万円などをそれぞれ増額補正し、また県議会議員選挙執行経費委託金2,453万1,000円、一般会計から財政調整基金への戻し入れを行うための財政調整基金繰入金1,369万9,000円など、これらはそれぞれ減額補正しようとするものであります。

以上、歳入歳出それぞれ増加要因、減少要因等を総合をいたしまして、歳入歳出それぞれほぼ拮抗いたしまして200万8,000円の追加補正を行うようお願いをするものであります。

次に、特別会計であります。

まず、国民健康保険特別会計では、職員の異動等に伴う職員給与費等694万8,000円の増額、同会計の直営診療施設勘定では、白鳥病院から各診療所への医師出向の増加等により513万1,000円の増額、簡易水道事業特別会計では、次年度の事業採択に向けた事前調査費等1,047万4,000円の増額、下水道事業特別会計では、職員の異動等に伴う職員給与費273万6,000円の減額、介護保険特別会計では、職員の異動等に伴う職員給与費等72万4,000円の増額、介護サービス事業特別会計では、職員の異動等に伴う職員給与費等1,584万円の減額、青少年育英奨学資金貸付特別会計では、貸し付

け対象人数の増加により156万3,000円の増額を、それぞれ歳入歳出について補正するようにお願いするものであります。

次に、企業会計であります。

水道事業会計では、収益的支出において、職員の異動等に伴う職員給与費898万円の減額、病院事業会計では、収益的収入及び支出において、職員の異動等に伴う職員給与費等698万8,000円の減額、また資本的収入及び支出において、医療職員就職準備資金貸付金の新設等により120万円の増額をそれぞれお願いするものであります。

議案第189号は、郡上市総合スポーツセンターに係る平成28年度から5年間の指定管理者を指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

議案第190号は、過疎地域自立促進特別措置法の規定により、平成28年度から5カ年にわたる過疎地域自立促進計画を策定することについて、議会の議決を求めるものであります。

議案第191号から議案第194号までは、施設の効率的活用及び自治組織の活性化を図るため、二日町地区第2コミュニティ消防センターほか3件の集会施設をそれぞれの地元自治会に譲渡することについて、議会の議決を求めるものであります。

議案第195号は、明宝水沢上牧場の土地及び旧管理棟ほか5施設の普通財産を施設の有効活用と畜産振興を図るため、市内畜産農家に貸与することについて、議会の議決を求めるものであります。

以上が、本定例議会に提出をいたしました議案の概要であります。このほか、和解及び損害補償の額の決定に係る1件の専決処分の報告があります。議案などの詳細につきましては、議事の進行に従い、それぞれ担当部長等から説明をいたしますので、御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。御挨拶並びに議事の提案説明といたします。平成27年12月1日、郡上市長 日置敏明。

○議長（尾村忠雄君） ありがとうございます。

◎議案第169号から議案第179号までについて（提案説明）

○議長（尾村忠雄君） 日程3、議案第169号 郡上市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程13、議案第179号 郡上市国民健康保険税条例及び郡上市介護保険条例の一部を改正する条例についてまでの11議案を一括議題といたします。

順次説明を求めます。

市長公室長 田中義久君。

○市長公室長（田中義久君） それでは、議案第169号をよろしく願いいたします。郡上市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についてでございま

す。

郡上市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成27年12月1日提出、郡上市長 日置敏明。

提案説明、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、地方公務員災害補償法施行令が改められたことから、所要の規定を整備するため、この条例を定めようとするものでございます。

条例の今回の改正の中身につきまして先立って、資料をこの条例提案集の後のところに添付しておりますので、資料のほうをごらんをいただきたいと思います。

この裏面に参考ということで、地方公務員災害補償法を抜粋をして載せておりますけれども、地方公共団体は、条例で職員以外の地方公務員のうち、法律による公務上の災害または通勤による災害に対する補償の制度が定められていないものに対する補償の制度を定めなければならないと、これが第69条第1項でございます。

第3項では、この条例で定める補償の制度及び前項の地方独立行政法人が定める補償の制度は、この法律及び労働者災害補償保険法で定める補償の制度と均衡を失したものであってはならないと、こういうことで、一般の我々公務員につきましては、この地方公務員災害補償法において定めがございますので、今この69条によりまして、郡上市では、郡上市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例というものが制定されてございます。

その中で、この条例は、主に議員もしくはその他非常勤の職員が、公務上の災害あるいは通勤による災害によって補償を必要とする場合に、その制度、補償等について定めているわけですが、この附則の第5条のところに、年金たる補償という形で補償をする場合に、厚生年金等との調整を行う規定がございます。

そこで、資料の1枚目の1、改正趣旨及び概要をごらんをいただきたいと思います。ただいま申し上げましたこの条例の附則第5条ですけれども、議員等が公務中に被災し、年金たる補償及び休業補償を受ける場合に、同一の事由によって本人が加入する年金制度、これは厚生年金等から障害厚生年金、遺族厚生年金等の社会保障給付が支給される場合に、調整を行うことを規定しております。

一方、今般、御承知のとおりですけれども、被用者年金制度の一元化を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行がこの10月1日に施行をされたところでございます。これによりまして、共済年金制度が厚生年金保険制度に統一されたということ、また同法の施行に伴いまして、関連する地方公務員災害補償法施行令の一部が改正されたことから、郡上市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害等に関する条例、附則第5条について、次のとおり改正を行うというものでございます。

次の丸のところですけども、国家公務員共済制度創設または地方公務員共済制度の創設は大変以前のことになりますが、あわせて昭和34年、37年より以前のことです。に、在職期間のある者に係る一元化法の施行日以後に新規裁定される障害共済年金及び遺族共済年金については、厚生年金として調整の対象とすると、一元化法によりまして厚生年金という取り扱いになりますので、厚生年金として調整の対象とするところが今回の眼目でございます。

参考には、10月1日の一元化法施行前後の併給調整の比較が出ておりますが、その施行前におきましては、①にありますように、条例による年金たる補償と当該補償と同一の事由で支給される共済金の併給は、共済年金で調整をしておったものでございます。この部分につきましては、一元化法施行後、下の段ですけど、その①原則、これはもうなくなるということでございます。

それから、②のほうは、条例による年金たる補償及び休業補償と当該補償と同一の事由で支給される共済年金以外の年金たる給付との併給は、条例による年金たる補償で調整をするということで、これは一部共済年金以外のところが変更しておりますけども、同一の事由で支給される年金たる給付との併給というところを、条例による年金たる補償で調整と、こういうことでございます。実質は、このことの対象となっているといいますか、受給者は現在はおられませんけれども、一元化法によりまして条例の整備をさせていただくものでございます。

あと議案を見ていただきたいと思いますが、1枚めくっていただきますと、今般の条例の一部を改正する条例ということで、本文が出ておりまして、附則がございます。

それで、附則のところには、経過措置、施行日がありますけれども、公布の日から施行し、平成27年10月1日に遡及して適用するというところでございます。経過措置につきましては、改正後の附則第5条の規定は、この10月1日以後に支給すべき事由の生じたる年金たる補償、休業補償並びに10月1日以前に支給すべき事由が生じた同日以後の期間に係る年金たる補償について適用するということが1点。

もう一つは、公務もしくは通勤による傷病の初診日が10月1日前にあり、障害認定日が同日以後にある場合において、改正後の条例で障害補償年金が改正前の地方公務員共済組合法で障害を事由とする職域加算が減額の対象となり、二重に併給調整されることから、当分の間はこの規則の第5条第1項の規定を適用しないと、こういうふうに2つが経過措置として盛られております。このことも資料の裏面にちょっと説明を入れておりますので、よろしく願いいたします。

次、めくっていただきますと、新旧対照表がありますけれども、これは今回の改正に伴いまして、条例上、いわゆる傷病補償年金の中身の説明が、新法によりまして、いわゆる並び順が変わりましたので、非常に多くの改正点があるように下線を付しているわけですが、これを並びかえてみますと、実質的には、厚生年金保険法の部分について、先ほど申し上げた調整のところをそこに一元化していくという中身でございますので、実際はこれほどの改正というよりは、中身は、先ほ

ど申しあげました眼目の点でございますので、よろしくお願いをいたします。

続きまして、議案第170号 郡上市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について。

郡上市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成27年12月1日提出、郡上市長 日置敏明。

提案説明。政務活動費の額に関する条例を議会に提出する場合において、郡上市特別職報酬等審議会の意見を聞くこととするため、この条例を定めようとするものでございます。

1枚めくっていただきますと、現在の報酬等審議会条例に盛り込むべく改正点でございますが、第2条中、議員報酬の額の次に、及び政務活動費の額を加え、当該報酬または給料の額をというものを当該報酬等に改めるものでございます。

附則、条例は、公布の日から施行する。

新旧対照表をごらんいただきますと、ただいま申し上げたとおりでございます。

以上、よろしくお願いをいたします。

○議長（尾村忠雄君） 総務部長 三島哲也君。

○総務部長（三島哲也君） まず、議案第171号でございます。郡上市税条例等の一部を改正する条例について。

郡上市税条例等の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成27年12月1日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由につきましては、地方税法の一部改正等に伴い、所要の規定を整備するため、この条例を定めようとするものでございます。

お手元に資料としてお配りしとると思っておりますけど、今回の地方税法の改正でございますけど、地方税の徴収の流れ、イメージ図というものをお配りしておりますけど、その中におきまして、徴収猶予と換価の猶予というところの改正になりましたのでございます。

まず、徴収猶予、換価の猶予のところでございますけど、地方税でございますけど、まず、税が確定しますと、当然納期が来るわけでございますけど、納期、それを納められなかった場合に、督促が発生をしまして、その後それでも納められない場合は差し押さえ、それから換価、それから全額譲渡されて、地方税債権の消滅というところになっております。

そういう流れで地方税は流れておるわけでございますけど、下段のほうを見ていただきますと、督促や差し押さえのときにおきまして、一定の事由——病気ですとか、事業の休廃止等がございましたところ、徴収の猶予、それから換価、差し押さえの公売等のところでございますけど、換価の猶予、この場合は、事業の継続や生活維持困難等があった場合でございますけど、そういった一定の条件のもとにおいて、徴収猶予と換価の猶予、こういった措置がとられております。

今回、地方税法におきまして、このところにつきまして改正がございましたので、それに伴い

まして市税条例も改正するものでございます。

ちょっと裏面を見ていただきますと、どういうところが改正になったかというところでございますけど、猶予制度の活用を促進するとともに、滞納の早期段階での計画的な納付を確保する観点から、毎月の分割納付を条件として、納税者の申請に基づき換価の猶予をできることとするというのが1点でございます。

それから、2点目としましては、現行の猶予制度について、使いやすくするとともに、的確な納付の履行を確保するため、収納の見直しを行うというところでございます。

下の欄に徴収の猶予がまず書いてございますけど、その横のところに要件がありまして、その延滞税、そしてその他、その右の欄がその他となつてございますけど、改正前と改正後というところで、改正前につきましては、猶予期間は1年、それから、そのさらに延長は最大2年まで延長できるということになっています。この部分においては、今回改正はございません。

それから、3つ目の点でございますけど、原則、担保が必要というところで、米印がありまして、税額50万円以下の場合は、担保は不要ですというところでございますけど、今回は税額が100万円以下、それから3カ月以内の猶予の場合は、担保は必要ないと、こういうふうな改正がございました。

さらに、改正後、その下の欄でございますけど、分割納付の規定を整備しておりますし、それから市税収入等の提出資料等々のところの改正もございました。

それから、換価の猶予の欄でございますけど、ここにつきましては、現行の改正前のところの猶予期間については1年、それから延長としまして最大2年までというところでございますけど、このところは改正はございませんでした。担保につきましては、先ほどの徴収猶予と同じように、100万円以下、3カ月以内の場合は、担保は不要と、こういうふうな改正が行われましたし、分割納付の規定も改正になっておるところでございます。

それから、換価の猶予のところにおきましては、今までは職権による猶予というところで、税務署長等の職権による猶予だけでございましたけど、今回新たに納税者の申告による換価の猶予という制度が設けられておりまして、こういったところも改正になっていますので、それに伴う市税条例の改正というところでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それで、お手元にもう1枚資料としまして、郡上市税条例の一部を改正する条例の趣旨をまとめたものと、新旧対照表がございますので、それに基づきまして説明させていただきたいと思ひます。

まず、第1条でございますけど、の第8条のところにおきましては、徴収の猶予に係る市の徴収金の分割納付または分割納入の方法についてを規定しておるものでございます。

第1項におきましては、徴収猶予した徴収金を分割納付するための規定を定めたものでございます。

第2項につきましては、徴収猶予及び期間延長した徴収金の期限、金額を定め、分割納付をする
と、そういった規定がされておるものでございます。

3項におきましては、徴収猶予及び期間延長した徴収金の納付期限、納付金額を変更する場合の
規定でございます。

第4項におきましては、徴収猶予及び期間延長した徴収金の期限と金額を通知する旨の規定で
ございます。

第5項におきましては、徴収猶予及び期間延長した徴収金の納付期限、納付金額の変更した旨を
通知すると、そういったところの規定をされておるものでございます。

第9条でございます。徴収猶予の申請手続に対するものでございます。

第1項におきましては、徴収猶予の申請手続に記載する事項の規定でございます。1号から第
6号まで、それぞれ記載する事項等について規定されておりますので、よろしくお願ひしたいと思
います。

第2項でございます。徴収猶予の申請の手続に必要な書類を定めたものでございまして、第1号
から第4号まで、そういった書類についてを規定しておるところでございます。

第3項でございます。法定納期限を1年以上経過した徴収金の納付額の決定の手続に関する事項
というものでございまして、ここにおきまして、1号から2号までについて、その事項を定めて
おるといところでございます。

4項におきましては、徴収猶予の延長申請に必要な書類ということございまして、1号でその
ものの書類についてを定めたものでございます。

第5項でございますけど、徴収猶予の延長申請の記載に関する事項を定めたものでございまして、
ここにおきまして、1号から4号までについての記載事項について定めたものというものでござ
います。

第6項でございます。徴収猶予期間を延長する場合の書類を一部不要とする規定ということでご
ざいまして、これは担保書類についての不要のところについての規定でございます。

第7項、申請書等の訂正と指示を受けた場合の手続期間として、20日間の間訂正するというも
のを定めたといところでございます。

第10条でございますけど、職権による換価の猶予の手続等に関するものというもので、職権によ
る換価の手続を猶予する場合の定めというものでございます。

第1項におきましては、職権による換価の猶予手続とは、金額とか期間、分納させることができ
るというものを定めたものでございます。

2項におきましては、職権による換価の猶予の方法のところを定めたものというものでございま
す。

第3項につきましては、職権による換価の猶予手続に必要な書類を定めたもので、1号、2号について、その書類について定めておるところでございます。

第11条でございますけど、今度は申請による換価の猶予の申請手続等に関する定めというものでございます。

第1項におきましては、換価猶予が申請できる期間を6カ月とすると定めたものでございます。

第2項におきましては、換価猶予した金額を分割納付できるという旨を定めた規定でございます。

第3項におきましては、換価猶予の延長した金額を分割納付できる旨を定めたものでございます。

第4項、換価猶予の申請手続に関する事項を定めたものでございまして、1号から3号までの定めということでございます。

第5項におきましては、換価猶予の申請手続に必要な書類を定めたもので、1号で定めております。

第6項、換価猶予の延長申請手続をするに記載する事項を定めたものでございまして、1号から3号までを記載するということになっております。

7号につきましては、申請書等の訂正等指示を受けた場合の手続期間を20日間とするというところを定めたものでございます。

第12条におきましては、担保を徴収する必要ない場合ということにつきまして、担保を不要とする基準について、猶予に係る金額、期間、その他事情を勘案して条例で定めたということで、そういったものを規定するものということで、換価猶予の不要の場合は、金額を100万円以下、期間、3カ月間とするというところを定めておるものでございます。

それから、13条から17条までは削除というものでございます。

それから、18条でございます。公示送達というところでございますけど、ここのところにつきましては、今回の条例8条第1項で注釈を加えておるところでございますので、今回、地方税法の注釈を加えたため、今回、法というだけに省略するというものでございます。

それから、18条の2でございます。災害等の期限の延長というものでございますけど、ここにつきましては、旧のところは不服申し立てというところが、審査請求に関するというふうに文言が変わっておりますけど、これは行政不服審査法が改正になりまして、不服申し立てが審査請求に一元化されたという措置がなされておりますので、それに伴う改正というものでございます。

続きまして、第2条でございます。ここにおきましては、市民税の納税義務者等というところで、旧のところは、法人税法第2条第12号の18というふうになっておりますけど、そのところは新では、法第292条第1項第14号というふうになってございまして、これは引用法令を法人税法から地方税法に改正されたというところでございます、それに対する措置でございます。

それから、3条でございます。これにつきましては、法の改正によりまして、旧のところ、中

略以降に線を引いておるところでございますけど、ここのところにつきましては、法人税法の改正によって、先般の個人番号法におきまして、法人税の納付書には個人番号を記載する旨の定めをさせていただきますでしたが、その後、この法改正によりまして法人税の納付書等につきましては、法人の番号、それを記載する必要がなくなったということになりまして、前回一部改正をいたしましたところのこの規定につきまして、それを削除するということで、今回削除させてもらったということでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、その次の36条の第2項第8号のところでございますけど、ここにつきましては、注釈、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号）利用等に関する法律（平成25年法律第27号第2条第15項に規定する番号法をいう、以下同じ）というところでございますけど、今回、注釈を新たに加えたというものでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、施行日のところの第1条の第2号でございますけど、これにつきましては、旧のところ、第1条中、郡上市税条例第2条第3号及び第4号というところがございまして、ここのところにつきましては、改正条項の削除によることによりまして削除された法人番号の注釈を新たに加えるということで、済みません、ここについても削除されましたので、削除したということで、この部分について、2条の第3号及び第4号を今回削除するというものでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、最後のページでございますけど、一番下段のところございまして、旧のところでは、表のところの市たばこ税に関する経過措置の下のところでございますけど、表がございまして、一番最初の列に、第19条第4号というところがございまして、今回、新しい改正におきまして、第98条第4号というところで、表内の引用条項の訂正をさせていただくものでございます。

それから、第19条第5号につきましても、引用条項を第98条第5号というふうに誤りを訂正させてもらうというものでございます。

以上が171号でございます。

なお、この附則でございますけど、この施行の期日につきましては、この条例は、28年1月1日から施行すると。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行するということになっておりました、第1号につきましては、平成28年4月1日から、それから第2号につきましては、公布の日からということになっておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

その他としましては、市民税に関する経過措置等々の附則もありますので、よろしくお願ひしたいというところでございます。なかなかちょっと上手にしゃべれず、申しわけございませんでした。

続きまして、議案第172号でございます。郡上市手数料条例の一部を改正する条例について。

郡上市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成27年12月1日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由としましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律の施行に伴い、平成28年1月1日以降、住民基本台帳カードは発行しないことになるため、この条例を定めようとするものというものでございます。

これにつきましては、番号法の施行によりまして、住基カードを発行しないということで、新旧対照表の一番最後のページを見ていただきますと、発行手数料が住民基本台帳カード交付手数料500円、それから住民基本台帳カード再交付手数料500円となっておりますけど、これにつきましては削除するというになっております。これは附則につきましては、この条例は、8年1月1日から施行していこうということになっておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、議案第173号でございます。郡上市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市公の施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。
平成27年12月1日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由につきましては、地区集会所の一部施設について、公の施設として位置づけを廃止するため、この条例を定めようとするものというものでございます。

新旧対照表をごらんいただきたいと思ひます。別表第1の第2条関係というところで、旧のところにおきまして、石徹白上在所コミュニティセンターというところでございますけど、これを削除するものでございますし、二日町地区第2コミュニティ消防センター、このところについても削除するものというものでございます。

次のページにおきまして、高鷲正ヶ洞集会所、それから美並東母野集会所、この2施設についても譲渡により公の施設から削除するというものでございます。

別表第2におきましても、二日町地区の第2コミュニティ消防センター、石徹白上在所コミュニティセンター、高鷲正ヶ洞集会所、美並東母野集会所、この4施設についての削除をするものというものでございます。

それから、次のページでございますけど、これ附則で郡上市公の施設使用料徴収条例、これにつきましても一部改正というものでございます。

5ページ目のところで見させていただきますと、公の施設、名称のところ、二日町地区第2コミュニティ消防センター、石徹白上在所コミュニティセンター、ここのところが使用料徴収条例に載っておりますけど、この2施設につきましては、公の施設から削除されたということで、今回削除するものというものでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

これにつきましても、附則のところ、施行日につきましては、この条例は、公布の日から施行するということでございますし、ただいま説明しましたように、公の施設の使用料徴収条例も一部を改正するところでございます。

続きまして、議案第174号でございます。郡上市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成27年12月1日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございます。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号利用事務以外であって、市が独自に個人番号を利用する事務を定める等所要の規定を整備するため、この条例を定めようとするというものでございます。

これは前回のところにおきまして、第1回目としまして、個人情報に関する取り扱い事務等は、一回制定させていただきましたが、今回それを新たに市が独自にやる事務等々を条例で定める必要がありましたので、今回改正して、新たに定めるものというものでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

お手元に資料をお配りしてございます。資料としまして、資料ついておりますかね。一緒にとじてある。よろしいですかね。ありますか、資料。

(「ない」と呼ぶ者あり)

○総務部長(三島哲也君) ない。

(「うん」と呼ぶ者あり)

○総務部長(三島哲也君) そうですか、済みません。資料が配付、一緒にとじてなかったですか。ないですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○総務部長(三島哲也君) それでは、済みません。ちょっと。

○議長(尾村忠雄君) それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は、10時55分を予定いたします。

(午前10時41分)

○議長(尾村忠雄君) 休憩前に引き続き、会議を再開をいたします。

(午前10時54分)

○議長(尾村忠雄君) 順次説明を求めます。

○総務部長(三島哲也君) 中断をしました議案第174号について、お手元にお配りしました資料に基づいて説明させていただきたいと思ひます。

提案理由につきましては、先ほど説明させていただいたとおりでございます。

改正内容でございますけど、市が独自に個人番号を利用する事務について追加するものでござい

ます。別表第1というのがございます。それに追加をさせていただいております。

番号法第9条第1項においては、個人番号をできる事務というのは限定されておまして、法定事務ということでありまして、番号法で規定されております。

ただしでございますけど、法の9条の第2項におきまして、法定事務に規定されていない事務であっても、条例で規定することにより、社会保障・税・災害対策等の範囲での利用が可能になるということで、市条例で定めれば事務で番号法が利用できるということになっております。それをまとめましたのが次の欄でございますけど、個人番号をできる事務というところにつきましては、法定事務としまして、番号法の第1表で定めるものの事務と、それから市条例で定める事務、これは市の条例の別表第1で定めておるものでございますけど、定める事務ということが2種類あるというところで、まず御理解いただきたいと思っております。

それで、今回、条例で定める独自の事務ということで、どういうものを定めたかというところが次のところに書いてございます。この表がでございますけど、まず、利用する機関としまして、市長、そのこちらに括弧書きとして、それぞれの利用する課が書いてございます。それから、個人番号をする利用事務、できる事務です。それについて定めております。

まず、第1番目が、郡上市福祉医療助成に関する条例による福祉医療受給者証の交付及び医療費の助成に関する事務が1点でございます。

2点目としましては、郡上市任意予防接種実施要綱による任意予防接種の履歴照会に関する事務が2点目でございます。

3点目としまして、療育手帳の受け付け及び交付に関する事務でございます。

それから、4つ目としましては、生活に困窮する外国人の生活保護の実施に関する事務でございます。

5点目としましては、郡上市市有住宅管理条例による市有住宅の入居、家賃決定及び管理等に関する事務でございます。

6点目としまして、郡上市社会福祉法人等による利用者負担軽減実施要綱による低所得者が社会福祉法人等の提供する介護サービスを受けた場合の利用者負担の軽減に関する事務でございます。

7点目としまして、郡上市離島等地域訪問介護利用者負担減額実施要綱による低所得者が訪問介護等のサービスを受けた場合の利用者負担の軽減に関する事務に関するものでございます。

それから、8点目としまして、郡上市介護用品支給実施要綱に関する寝たきり高齢者等に対する介護用品の支給に関する事務に関するものということで、8つの独自事務というものに利用できるということを決めております。

続きまして、市役所内での情報連携のために個人番号を利用する事務及び連携するものについて、個人情報を追加するというので、これは別表第2のほうに追加として定めております。そのとこ

ろにつきまして、丸の下の欄でございますけど、別表第2に規定する市役所での情報連携するもの
の考え方としまして、次のように説明させていただきます。

まず、⑦としましては、法定事務を処理するためのものということで、番号法で規定されている
情報の連携ということで、番号法、別表2に加えて行う情報連携に対するもの。それから、④とし
まして、別表1で規定した独自事務を処理するために行う情報連携ということで、法定事務での庁
舎内での連携、それから条例で定めたものの庁舎内での連携というところで、こういった下のくく
りでございますけど、こういった情報連携の範疇とか、そういうものをこういう考えで整理させて
いただきたいというふうに思っております。

じゃ今度、第2表で、じゃ条例を定める市役所の情報連携はどういうものがあるかというところ
でございますけど、ここにありますように、まず一番左のところにおきましては、連携機関という
ことで、これは市長で、今回もその使用する課が括弧書きで書いてございます。その横の欄でござ
いまして、情報連携を行う目的の事務が書いてございまして、その隣の欄につきましては、連携
する情報はどのようなものがあるかというものを定めております。

まず、第1点目としましては、生活保護法による生活保護の実施及び徴収金に関する事務につい
て、その横に書かれておる3つの事務についての連携ができるということになっています。

第2点目としましては、生活に困窮する外国人の生活保護の実施に関する事務というところで、
さらに書いております。

それから、3点目としまして、地方税法等による地方税の賦課徴収に関する事務というところで、
これについての連携する情報の内容が書かれております。

それから、4点としまして、公営住宅法による公営住宅の入居、家賃決定及び管理に関する条例
について定めて、このケースにも書いてございます。

5つ目としまして、郡上市の市有住宅の管理条例による市有住宅の入居、家賃決定及び管理に関
する事務の連携についてのものがございます。

6つ目としまして、国民健康保険法による国民健康保険の加入・脱退手続きの受け付け及び高額
療養費・葬祭費・療養費等の申請の受け付け・支払いの審査決定に関する事務についての事務の連
携ということでございます。

7点目としまして、児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務についてのもの。

それから、8点目としまして、老人福祉法による養護老人ホームの入所措置や費用徴収に関する
事務の連携に関するもの。

9つ目としましては、母子及び父子並びに寡婦福祉法による公営住宅の入居、保育所の入所及び
自立支援給付金に関する事務についての連携でございます。

10個目としましては、福祉医療助成に関する条例による福祉医療受給者証の交付及び医療費の助

成に関する事務についてのさきの連携というものでございます。

11番目としましては、高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療の保険料の決定通知、納付及び高額療養費・葬祭費・療養費等の申請の受け付けに関する事務に関する連携でございます。

12点目としましては、特定優良賃貸住宅の供給の推進に関する法律による特定公共賃貸住宅の入居、家賃決定及び管理に関する事務に関する連携でございます。

13点目としましては、中国残留法人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留法人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による中国残留法人等の支援給付の実施及び配偶者支援金の給付に関する事務に関する連携でございます。

14点目としましては、介護保険法による介護保険料の賦課、保険料の減免、高額介護サービス費の支給等に関する事務の連携でございます。

15点目としまして、郡上市社会福祉法人等による利用者負担減額実施要綱による低所得者が社会福祉法人等の提供する介護サービスを受けた場合の利用負担の軽減に関する事務に関する連携でございます。

16点目としまして、郡上市離島等地域訪問介護利用者負担減額実施要綱による低所得者が訪問介護等のサービスを受けた場合の利用者負担の軽減に関する事務の連携でございます。

17点目としましては、郡上市介護用品支給実施要綱に関する寝たきり高齢者等に対する介護用品の支給に関する事務に対するものの連携及び事務ということでございます。

それから、③でございますけど、別表第3の整理ということで、第1表を追加し、既存の別表第2がありますので、それを別表第3に改めるというものでございます。これが内容でございます、本表に戻っていただきまして、新旧対照表を見ていただきますと、第4条のところにおきまして、新のほうに個人番号の利用の範囲というところで、法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1のさらに掲げる執行機関が行う同表ウ欄に掲げる事務と別表第2というところが追加されておるものでございます。

それから、第2項におきましては、別表第1が別表第2というふうに改正されておりますし、第5条におきましては、別表第2が別表第3というふうに改正されております。

次のページからは、ただいま説明しましたように、市が独自で連携できるところの事務について、別表第1で掲げておりますし、市が連携する事務につきましては、別表第2のところで記載しておるものでございます。

それから、最後になりまして、別表3がございますけど、これは別表2が別表3になったというものでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

なお、附則としまして、この条例は、平成28年1月1日から施行するというものでございますの

で、よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、議案第175号でございます。郡上市選挙公報の発行に関する条例の制定について。

郡上市選挙公報の発行に関する条例を次のとおり定めるものとする。平成27年12月1日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由につきましては、郡上市議会議員及び郡上市長選挙において、選挙公報を発行するため、この条例を定めようとするものというものでございます。

これにつきましては、来春に予定されております市議会議員選挙、市長選挙におきまして、新たに選挙公報を発行しようということに関する規定の整備ということでございます。

めくっていただきまして、目的でございますけど、これは第1条においては、選挙公報の発行のことについて必要な事項を定めるというものでございます。

それから、2条につきましては、発行ということで、選挙において候補者の氏名、経歴、政見等及び写真を掲載した選挙公報を選挙ごとに1回発行するというものでございます。

3条につきましては、掲載の申請ということで、候補者につきましては、掲載文及び写真を添えて選挙管理委員会のほうの指定する期日までに提出するというようになっておりますし、第2項におきましては、その記載内容等について規定しておるものでございます。

発行の手續、第4条でございますけど、申請にあった掲載文につきましては、そのまま選挙公報に記載するという旨が書いてございますし、2項、3項にはそれぞれ掲載の順序の定め、それから代理人の立会等が定められております。

第5条は、配布ということで、公報につきましては、当該選挙に用いるべき選挙人名簿に登録された者の属する世帯に対して、選挙期日の前日までに配布するというところでございます。

発行の中止というところで、第6条でございますけど、第6条については、投票を行う必要がなくなったとき、または天災、その他避けることができない事項がある場合は、特別な事情がある場合は発行できない旨を規定しております。

第7条は、委任でございます、その他必要な事項は、委員会で定めるというものでございます。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行するというものでございます。

以上でございます。

○議長（尾村忠雄君） ありがとうございます。

続きまして、消防長 川島和美君。

○消防長（川島和美君） それでは、議案第176号、177号、続けて説明をさせていただきます。

議案第176号 郡上市消防本部及び消防署等設置条例の一部を改正する条例について。

郡上市消防本部及び消防署等設置条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成27年12月1日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由ですが、消防署の管轄区域を現状に合わせて見直しを図るため、この条例を定めようとするものです。

この今回の条例改正ですが、公布の日から施行ということにしております。

改正の経緯ですけれども、平成26年の3月議会におきまして、条例の規定方法等に関して不整合があるので、見直し整理をされたいという提言がございました。これによりまして、当本部の条例を見直し、改正をするものであります。

新旧対照表のほうをごらんいただくとわかりやすいと思いますが、主な改正については、まず管轄区域の表記の変更です。旧では、八幡であれば、全部の自治会名というか、町名が挙げてありますけれども、それを単に八幡町というふうにするというようなことであります。

それから、新旧対照表の裏面、2ページ目、旧のほうでは、郡上中消防署南出張所というふうに入れておりますけれども、この南出張所を削ります。この南出張所を削るというのは、この条例のほかに消防署の組織に関する規定というものがございまして、こちらのほうに明記をさせていただくということです。南出張所は、中消防署の組織の一部ということで、組織を規定する、今言いました消防署の組織に関する規定、こちらのほうで明記をさせていただくということでもあります。

今回の改正は、条例と今言いました規定を整理するものでありまして、組織や出動区域を変更するものではございませんので、よろしくお願いたします。

続きまして、議案第177号 郡上市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について。

郡上市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成27年12月1日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由ですが、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が改められたことから、所要の規定を整備するため、この条例を定めようとするものです。

この条例は、公布の日から施行をし、平成27年10月1日から適用するというようにしております。この条例の改正の経緯は、議案第169号、一番最初の提案説明がありました169号と改正の経緯は同じで、一元化法によるものであります。

主な改正は、公務災害補償により支給される年金等公的年金、公的年金というのは、厚生年金、国民年金のことですが、公的年金との併給調整規定、あわせて支給されるものを調整する規定が、条例の附則第5条にあるわけですけれども、この第5条を改正するものでありますので、よろしくお願いたします。

以上です。

○議長（尾村忠雄君） 商工観光部長 山下正則君。

○商工観光部長（山下正則君） それでは、議案第178号 郡上市小口融資条例の一部を改正する条

例についてでございます。

郡上市小口融資条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成27年12月1日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございます。中小企業信用保険法の一部改正に伴い、所要の規定を整備するため、この条例を定めようとするものでございます。

少しわかりにくいところがございますもんですから、お手元にA4の一枚紙で郡上市小口融資条例の一部改正についてという概要資料のほうを配付させていただいておりますので、まずはそちらをごらんいただきたいと思っております。

この一部改正についての資料の裏面を見ていただきますと、中小企業信用保険法の、このたび今般改正をされました部分のこの小口融資に関する部分について抜粋をしておるところでございます。

まず、1点目でございますが、第2条、これは中小企業信用保険法におきます中小企業者の定義をしておるところでございます。ここの第6号、アンダーラインを引いてございますが、特定事業を行う特定非営利活動法人、いわゆるNPO法人と呼ばれているものでございますが、この法人であって、常時使用する従業員の数が300人以下のもの、小売業を主たる事業とする事業者については50人以下、卸売業またはサービス業を主たる事業とする事業者については100人以下といったものについて、今般追加がなされたものでございます。

それから、下段のほうへ行っていただきますと、第3項がございます。これも中小企業信用保険法におきまして保証対象となるものの定義の中で、小規模企業者の定義でございます。この一番下から4行目でございますが、第7号、特定事業を行う特定非営利活動法人であって、常時使用する従業員の数が20人以下のもの、商業またはサービス業を主たる事業とする事業者については5人以下のものが、この法律の小規模企業者の定義であるというものでございます。

これを念頭に置いていただきまして、表面を見ていただきたいと思っております。表面につきましては、法律の一部改正の概要と今般提出いたします条例の一部改正の概要をまとめておるところでございます。

まず、(1)でございます。融資対象者にNPO法人を追加したということでございます。これにつきましては、先ほど申しましたとおりでございますが、中小規模の特定非営利活動法人、NPO法人への融資を中小企業信用保険法の保証つき融資対象に追加する等の措置を講じた中小企業信用保険法の一部を改正する法律が、ことし10月1日に施行され、同日付でNPO法人が信用保証制度を利用することが可能となったものでございます。いわゆる一般保証と呼ばれておるものの信用保証の対象となったというものでございます。

この下段のただし書きでございます。このただし書き以降が、今般の市の条例改正の根拠となるものでございます。

ただし、国の小口零細企業保証制度においては、医業を主たる事業とするものを除き、NPO法人を対象としないことから、当該保証制度に対応した郡上市小口融資制度は、医業を主たる事業とするものを除き、NPO法人を対象としないものとするという制度改正でございます。

もう少し詳しくお話をさせていただきますと、この下の参考の四角の欄で囲ったものでございます。小口零細企業保証制度とはと書いてございます。これにつきましては、信用保証におきます責任共有制度、こういう制度は平成19年に実施をされておるところでございます。

この責任共有制度というものをかいつまんで申し上げますと、今申し上げましたように、平成19年度に施行されまして、それまでは信用保証協会の保証が100%保証されておりましたが、この制度を改正いたしまして、信用保証協会の保証は80%、それから金融機関のほうで20%保証すると、そういった形でリスク分散をするといったことがこの責任共有制度の実施でございます。

ところが、これを即実施いたしますと、金融環境の変化による影響を受けやすい小規模企業者、今直ちに小規模の小口の融資を受けたいと、運転資金を受けたいといったようなところについては、影響が発生をするということから、当分の間、責任共有制度対象から除外をして融資金額の100%を信用保証協会が保証する制度を設けましょうということから、一定の要件を満たす小規模企業者の金融機関からの借り入れによる債務の保証制度の対象外とする制度をスタートしておるところでございます。

この制度の対象につきましては、当分の間、平成19年度以降の措置でございまして、現行、ただいまNPO法人を追加したものについては、これを対象とはしないという国の要綱の改正でございます。

したがって、国あるいは県の小口融資を準拠いたしました郡上市小口融資につきましても、医業を主たる事業とするものを除いて、NPO法人を対象としないということで関係条文を改めたいというものでございます。

それでは、新旧対照表のほうで御説明申し上げます。

議案書の2枚めくっていただきますと、新旧対照表を掲げておるところでございます。

現行条例につきましては、第4条に申し込み人の資格を掲げておりまして、その中で第1号に郡上市内に店舗、工場または事業所を有し、中小企業信用保険法第2条第3項に規定する小規模企業者で、郡上市で1年以上引き続き同一事業を営むものを対象としておるわけでございますが、今般の改正によりまして第7号が追加されたことから、第2条第3項第1号から第6号までをこの郡上市の小口融資条例の申し込み人の対象とするというものでございます。

なお、第6号につきましては、先ほど申しましたとおりでございまして、医業を主たる事業法人であって、前各号に掲げるものを除くといったことでございますので、よろしく願いいたします。

なお、この施行でございますが、この条例は、公布の日から施行し、平成27年10月1日から適用

するものとしておりますので、どうかよろしくお願いをいたします。

○議長（尾村忠雄君） 健康福祉部長 羽田野博徳君。

○健康福祉部長（羽田野博徳君） 議案第179号でございます。郡上市国民健康保険税条例及び郡上市介護保険条例の一部を改正する条例について。

郡上市国民健康保険税条例及び郡上市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成27年12月1日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございますけれども、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴いまして、所要の規定を整備するため、この条例を定めようとするものでございます。

議案をはねていただきまして、新旧対照表の1ページをごらんをいただきたいと思います。

初めに、郡上市国民健康保険税条例の一部改正であります。

本条例の第24条の3第2項におきまして、国民健康保険税の減免を受けようとするものは、必要事項を記載をした申請書の提出を規定しているところでございますけれども、記載事項のうち、同法第1号の氏名及び住所に個人番号を加えるための改正であります。新旧対照表の2ページ、3ページをごらんをいただきたいと思います。

次に、郡上市介護保険条例の一部改正であります。

同条例の第14条に規定をしております保険料の徴収猶予、第15条に規定をしております保険料の減免を受けようとするものが、申請書を提出するに当たりましては、同様に記載事項に個人番号を加えるための改正であります。

両条例ともに、いわゆる番号法の施行に伴いまして、主務省令で定める事項の処理に関して、個人番号を利用することができる規定に基づきまして、今般一部改正を行うものであります。

なお、施行期日につきましては、平成28年1月1日としてございます。

以上、よろしくお願いをいたします。

○議長（尾村忠雄君） 以上で説明を終わります。質疑については、会期日程に従い、改めて行います。

◎議案第180号から議案第188号までについて（提案説明・委員会付託）

○議長（尾村忠雄君） 日程14、議案第180号 平成27年度郡上市一般会計補正予算（第3号）についてから、日程22、議案第188号 平成27年度郡上市病院事業会計補正予算（第2号）についての9議案を一括議題といたします。

説明を求めます。

総務部長 三島哲也君。

○総務部長（三島哲也君） 議案番号180号でございます。平成27年度郡上市一般会計補正予算（第3号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成27年12月1日提出、郡上市長 日置敏明。

1ページはねていただきまして、平成27年度郡上市の一般会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ200万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ281億5,372万円とする。2項は省略させていただきます。

繰越明許費、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は「第2表 繰越明許費」による。

債務負担行為の補正、第3条、債務負担行為の追加は「第3表 債務負担行為補正」による。

地方債の補正、第4条、地方債の変更は「第4表 地方債補正」による。平成27年12月1日提出、郡上市長 日置敏明。

3枚はねていきまして、6ページをお願いしたいと思います。

「第2表 繰越明許費」、新規でございます。款、農林水産業費、項、林業費、事業名、菌床シイタケ産地強化事業、金額29万5,000円でございます。

「第3表 債務負担行為」の補正でございます。追加によるものでございます。事項としまして、市長及び市議会議員選挙ポスター掲示場設置・撤去及び維持管理業務経費、期間は平成27年度から28年度まででございます。限度額233万2,000円でございます。

市長及び市議会議員選挙開票分類機保守及び設定業務経費、期間は27年度から28年度でございます。限度額40万6,000円でございます。

「第4表 地方債補正」、変更でございます。起債の目的は、一般単独事業でございます。補正後の金額は、15万2,140万ということで1,290万円の増額でございます。これにつきましては、合併特例債でございまして、県道改良事業等に伴う起債というものでございますので、よろしく願いしたいと思います。

続きまして、議案第181号 平成27年度郡上市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成27年12月1日提出、郡上市長 日置敏明。

はねていただきまして、平成27年度郡上市の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ694万8,000円

を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59億1,655万7,000円とし、直営診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ513万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億992万8,000円とする。平成27年12月1日、郡上市長 日置敏明。

続きまして、議案第182号でございます。平成27年度郡上市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成27年12月1日提出、郡上市長 日置敏明。

1枚はねていただきまして、平成27年度郡上市の簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,047万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億6,112万円とする。2項は省略させていただきます。

債務負担行為の補正、第2条、債務負担行為の追加は「第2表 債務負担行為補正」による。平成27年12月1日提出、郡上市長 日置敏明。

3ページをめくっていただきまして、「第2表 債務負担行為の補正」、これ追加でございます。事項としまして、八幡上水統合整備事業、期間は平成27年度から28年度の2年間でございます。限度額は2,322万円でございます。白鳥東部統合簡易水道事業、期間は平成27年度から28年度の2年間でございます。限度額としましては、3,834万円でございます。

続きまして、議案第183号でございます。平成27年度郡上市下水道事業特別会計補正予算（第1号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成27年12月1日提出、郡上市長 日置敏明。

1枚はねていただきまして、平成27年度郡上市の下水道事業特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ273万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億5,764万4,000円とする。2項は省略させていただきます。平成27年12月1日提出、郡上市長 日置敏明。

続きまして、議案第184号でございます。平成27年度郡上市介護保険特別会計補正予算（第2号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成27年12月1日提出、郡上市長 日置敏明。

はねていただきまして、平成27年度郡上市の介護保険特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ72万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億1,280万3,000円とする。2項は省略させていただきます。平成27年12月1日提出、郡上市長 日置敏明。

続きまして、議案第185号 平成27年度郡上市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成27年12月1日提出、郡上市長 日置敏明。

はねていただきまして、平成27年度郡上市の介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,584万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億9,569万8,000円とする。2項は省略させていただきます。平成27年12月1日提出、郡上市長 日置敏明。

続きまして、議案第186号 平成27年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計補正予算（第1号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成27年12月1日提出、郡上市長 日置敏明。

はねていただきまして、平成27年度郡上市の青少年育英奨学資金貸付特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ156万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,300万4,000円とする。2項は省略させていただきます。平成27年12月1日提出、郡上市長 日置敏明。

続きまして、議案第187号でございます。平成27年度郡上市水道事業会計補正予算（第1号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成27年12月1日提出、郡上市長 日置敏明。

はねていただきまして、平成27年度郡上市水道事業会計補正予算（第1号）、総則、第1条、平成27年度郡上市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出、第2条、平成27年度郡上市水道事業会計予算、第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

款1水道事業費第1項営業費用、補正予定額898万円でございます。議会の議決を経なければ流用することができない経費、第3条、予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。

（1）職員給与費補正予定額898万円でございます。平成27年12月1日提出、郡上市長 日置敏

明。

続きまして、議案第188号でございます。平成27年度郡上市病院事業会計補正予算（第2号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成27年12月1日提出、郡上市長 日置敏明。

はねていただきまして、総則、第1条、平成27年度郡上市病院事業会計の補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

業務の予定量、第2条、平成27年度郡上市病院事業会計予算、第2条に定めた業務の予定量は次のとおり補正する。

年間延べ患者数、補正予定量1,095人のマイナスでございます。一日平均患者数、補正予定量3人の減額でございます。収益的収入及び支出、第3条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

款2におきまして、医業外収益でございます。款2、国保白鳥病院事業収益、補正の予定額698万8,000円の減額でございます。第1項、医業収益、補正予定額1,576万6,000円の減額でございます。第2項、医業外収益877万8,000円の増でございます。

支出の款2でございます。国保白鳥病院事業費、補正予定額698万8,000円の減でございます。医療費の698万8,000円の減でございます。

資本的収入及び支出、第4条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定量を次のとおり補正する。

第1款でございます。郡上市市民病院事業資本的収入、補正予定額120万円でございます。出資金、同じく出資金で120万円でございます。

支出につきましてでございます。款1郡上市市民病院事業資本的支出の投資でございます。補正予定額120万円でございます。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第5条、予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。職員給与費につきまして補正予定額1,006万4,000円の減額でございます。第6条、予算第10条中、7億1,357万3,000円を7億687万6,000円に改める。平成27年12月1日提出、郡上市長 日置敏明。

以上でございます。

○議長（尾村忠雄君） ありがとうございます。ただいま説明のありました議案第180号から議案第188号までの9議案については、議案付託表のとおり、予算特別委員会に審査を付託いたします。

なお、質疑については、予算特別委員会において行うこととし、ここでは省略をいたします。

お諮りします。ただいま予算特別委員会に付託しました議案第180号から議案第188号までの9議

案については、会議規則第44条第1項の規定により、12月2日午後4時までに審査を終了するよう期限をつけたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(尾村忠雄君) 異議なしと認めます。よって、議案第180号から議案第188号までの9議案については、12月2日午後4時までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

◎議案第189号について(提案説明)

○議長(尾村忠雄君) 日程23、議案第189号 郡上市総合スポーツセンターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

説明を求めます。

教育次長 細川竜弥君。

○教育次長(細川竜弥君) 議案第189号 郡上市総合スポーツセンターの指定管理者の指定について。

次のとおり指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。平成27年12月1日提出、郡上市長 日置敏明。

施設の名称、郡上市総合スポーツセンター。指定する団体、郡上市八幡町有坂644番地1、ドルフィン株式会社郡上支店。指定の期間、平成28年4月1日から平成33年3月31日まで。

議案を1枚おめくりをいただきますと、郡上市指定管理者候補団体選定委員会選定結果表というのがついておりますので、御説明をさせていただきます。

指定管理をしようとする施設、ごらんのとおりでございます。指定期間につきましては、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間でございます。

米印に公募期間とございますが、この指定管理者候補団体につきましては、公募をさせていただきました。公募期間は平成27年10月8日から平成27年10月の23日まででございました。

なお、この公募の期間を設けまして、申請書が提出をされましたのは、1団体のみでございました。それに基づきまして、郡上市指定管理者候補団体の選定委員会を11月12日の木曜日に開催をさせていただきました。この選定委員会の出席者は、市役所側のほうでは、これは設置要綱上は副市長が委員長の職に当たるというふうになってございますが、現在、副市長のほうは不在でございますので、市長公室長が委員長職務代理者となりまして開催をさせていただきました。あと総務部長、それから所管をいたします部長とその所管の職員ということで、私、教育次長、それから指定管理者制度の担当課でございます企画課長、それから所管をいたします施設所管課、スポーツ振興課長が出まして選定をさせていただきました。

なお、指定管理者の候補の申請がございました団体からは、先ほど申しました1社のみでござい

まして、ドルフィン株式会社から代表取締役社長、それから専務取締役、それから企画営業部の課長、それから現在スポーツセンターのほうで直接その運営に当たってもらっておりますサブマネージャーの方に出席を求めて、質疑応答をさせていただきました。

指定管理者申請書の提出団体、先ほどのございましたとおり、ドルフィン株式会社郡上支店1社、1団体のみでございます。

選定結果につきましては、申請内容及び提示をされました指定管理料を総合的に判断をいたしまして、選定委員会の総意として、下記の者を指定管理者候補団体として選定をいたしました。団体名がドルフィン株式会社郡上支店でございます。

その下に米印がございます。この際に相手側から提示をされました指定管理料が4,493万9,000円ということございまして、括弧書きにございます指定管理料の上限額と申しますのは、これは市側が定めさせていただきまして、この額につきましては、数年の指定管理料等を把握を考慮いたしまして、平成27年度あるいは26年度の当初予算額ということで設定をさせていただきました。

なお、スポーツセンターにつきましては、平成18年の4月から5カ年間、第1期ということで、同じくドルフィン株式会社のほうが指定管理者ということで指定がされております。この際の指定管理料が4,500万円ということございました。

それから、平成23年4月から第2期に入りますが、平成23年からは指定管理料のほうでございまして、1期の指定管理料から約130万円ほど下げさせていただきまして、4,369万円ということで指定管理を受けていただきました。このたびこの第2期が終わりまして、来年の4月から第3期に入るといって公募をさせていただきました。

なお、この指定管理料でございますが、4,493万9,000円は、第2期の当初と比べますと上がっておりますが、これは平成26年度から消費税5%が8%に上がったという内容のものでございまして、指定管理料の本体が上がったものではございません。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（尾村忠雄君） 以上で説明を終わります。質疑については、会期日程に従い、改めて行います。

◎議案第190号について（提案説明）

○議長（尾村忠雄君） 日程24、議案第190号 過疎地域自立促進計画の策定についてを議題といたします。

説明を求めます。

市長公室長 田中義久君。

○市長公室長（田中義久君） それでは、議案第190号 過疎地域自立促進計画の策定についてでご

ざいます。

過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規定により、過疎地域自立促進計画を次のとおり策定することについて、議会の議決を求める。平成27年12月1日提出、郡上市長 日置敏明。

初めに、過疎対策につきまして、これまでの流れを少し振り返ってみたいと思いますけれども、昭和45年以来、4次、10年ごとの計画で初めは進められてきておりましたが、過疎対策立法のもとで、各種の対策が講じられてきたところでございます。

平成22年にはこの期限が切れるということで、期間延長されまして6年間ということで、22年度から2、3、4、5、6、7と、今年度までの計画において、現在の過疎地域自立促進計画が現在取り組まれているところでございます。

主な実績としましては、特にこれは、いわゆる旧明宝地域、旧和良地域の、郡上市として2地域の一部の過疎であります。明宝地域におきましては、鎌辺明山線の開設、あるいは携帯電話の基地局の整備、あるいは畑佐簡水の改良事業、そして明宝温泉の木質ボイラー導入事業等々がございます。

それから、和良町におきましては、特に方須乙原線の改良事業あるいは、こちらも携帯電話の基地局の整備、これは下洞、厚波、それから和良簡水の改良、さらには郡上東中学校校舎の建築事業等々の事業が取り組まれてきたものでございます。

それから、平成22年からの現行の計画におきましては、ソフト事業がこの過疎債、起債の中での対応が可能になりましたということで、地域おこし応援隊とか、日本一の和良鮎の里づくり、また夢ビジョン策定事業等々のソフト事業につきましても取り組みが進められてきたところでございます。

こうしたものを経まして、今日の状況でありますけれども、きょう提案をさせていただきましたものは、来年度から5カ年間の計画でございます。こちらもやはり法改正がございまして、平成32年度までの5カ年計画ということで取り組みを進めていこうということとなっております。

計画案をごらんをいただきますと、最初に、基本的な事項の16ページに、地域の自立促進の基本方針というものを掲げておりまして、特に今回の計画で配意したことは、総合計画の今度改定がございまして。それから、現在取り組みが始まっております郡上市まち・ひと・しごと創生人口ビジョンと総合戦略、この部分と連携をした計画とすることということでございまして、その以下、書いてございますように、地域の資源を最大限に活用した付加価値の高い特産品開発、木質バイオマス燃料や小水力発電などの再生可能エネルギーの活用等々も盛り込んでおります。

また、整備が進む道路網を背景にしまして、できるだけ都市部との交流、体験型観光、グリーンツーリズム、ニューツーリズム、交流人口と定住へ向けましての移住促進、そういう取り組み、それから日常生活における利便性の向上、地域間格差の解消というものを目指した道路交通網の整備、

社会生活環境の整備等々の生活インフラにつきましても、医療、福祉とともに充実するような取り組みを盛り込もうということとしてございます。

以下、産業、交通通信体系、そして情報化、さらには生活環境の整備、高齢者等の保健及び福祉の向上、医療の確保、教育の振興、地域文化の振興、集落の整備と、こうした柱立てをして計画案をこれまで樹立をしてきてございます。

この計画書の最後、45ページには、ソフト事業のこれからの取り組みということで、特に特徴があります起債で事業ができるソフト事業ということで、精力的な取り組みを盛り込むということとしてございます。

それで、別冊をつけておりますけれども、こちらにつきましては、やはり過疎債という財源をしっかり有利に使っていかうということで、現時点で見込める事業につきましては、精いっぱいこの中に盛り込んであります。これからの議会の御審議とか、諸情勢を見ながら、実際には年度年度の予算を御審議していただく中で、具体的な事業が決まっていくわけですが、各分野、先ほど申し上げた分野の中で各事業を盛り込みました。最後に事業位置図もつけておりますので、ごらんをいただきたいと思っております。

現時点ではパブリックコメントは終わりました、県協議を行いました。議会の御議決をいただければ、国の総務大臣のほうに提出という運びでございます。平成28年度から32年の5カ年で合計では32億6,100万円余の総事業費、それから、このうち概算過疎債の起債額としては20億2,751万円と、こうした事業計画を持ちましたので、御審議をいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（尾村忠雄君） 以上で説明を終わります。質疑については、会期日程に従い、改めて行います。

ここで昼食のため暫時休憩をいたします。再開は午後1時を予定いたします。

(午前11時56分)

○議長（尾村忠雄君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後 1時00分)

◎議案第191号から議案第194号までについて（提案説明）

○議長（尾村忠雄君） 日程25、議案第191号 財産の無償譲渡について（二日町地区第2コミュニティ消防センター）から、日程28、議案第194号 財産の無償譲渡について（美並東母野集会所）までの4議案を一括議題といたします。

順次説明を求めます。

総務部長 三島哲也君。

○総務部長（三島哲也君） 議案第191号でございます。財産の無償譲渡について（二日町地区の第2コミュニティ消防センター）。

次のとおり財産を無償譲渡することについて、地方自治法第96条第1項6号及び同法第237条第2項の規定により、議会の議決を求める。平成27年12月1日提出、郡上市長 日置敏明。

譲渡する財産、建物、所在、郡上市白鳥町二日町1249番地1、構造、鉄骨づくり平屋建て、面積151.02平方メートル。

譲渡の相手方、郡上市白鳥町二日町203番地の1、二日町自治会。

譲渡の理由、施設の効率活用及び自治組織の活性化を図るためということでございます。

資料としまして、集会所の管理台帳をつけておりますので、見ていただきたいと思います。

続きまして、議案第192号 財産の無償譲渡について（石徹白上在所コミュニティセンター）。

次のとおり財産を無償譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号及び同法第237条第2項の規定により、議会の議決を求める。平成27年12月1日提出、郡上市長 日置敏明。

譲渡する財産、建物、所在、郡上市白鳥町石徹白第3号32番地1、構造、鉄骨づくり平屋建て、面積134.15平方メートル。

譲渡の相手方、郡上市白鳥町石徹白第33号31番地、石徹白自治会。

譲渡の理由、施設の効率活用及び自治組織の活性化を図るためでございます。

同じく集会所の管理台帳を資料としてつけておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、議案第193号 財産の無償譲渡について（高鷲正ヶ洞集会所）。

次のとおり財産を無償譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号及び同法第237条第2項の規定により、議会の議決を求める。平成27年12月1日提出、郡上市長 日置敏明。

譲渡する財産、建物、所在、郡上市高鷲町大鷲201番地、構造、木造平屋建て、面積224.83平方メートル。

譲渡の相手方、郡上市高鷲町大鷲236番地5、正ヶ洞自治会でございます。

譲渡の理由、施設の効率活用及び自治組織の活性化を図るためでございます。

同じく集会所の管理台帳を資料としてつけておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、議案第194号 財産の無償譲渡について（美並東母野集会所）。

次のとおり財産を無償譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号及び同法第237条第2項の規定により、議会の議決を求める。平成27年12月1日提出、郡上市長 日置敏明。

譲渡する財産、建物、所在、郡上市美並町大原3216番地の2、構造、木造平屋建てでございます。床面積26.49平方メートル。

譲渡の相手方、郡上市美並町大原2801番地の3、勝原自治会でございます。

譲渡の理由、施設の効率活用及び自治組織の活性化を図るためでございます。

同じく集会所の管理台帳を資料としてつけておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長（尾村忠雄君） 以上で説明を終わります。質疑については、会期日程に従い、改めて行います。

◎議案第195号について（提案説明）

○議長（尾村忠雄君） 日程29、議案第195号 財産の貸与についてを議題といたします。

説明を求めます。

農林水産部長 下平典良君。

○農林水産部長（下平典良君） それでは、議案第195号でございます。財産の貸与について。

次のとおり財産を貸与することについて、地方自治法第96条第1項第6号及び同法第237条第2項の規定により、議会の議決を求める。平成27年12月1日提出、郡上市長 日置敏明。

1、貸与する財産。建物、施設名ですが、管理棟、構造、木造平屋建て、棟数1棟、面積58.22平米。繁殖牛舎（避難舎）、鉄骨2階建て、1棟、286.2平米。肥育牛舎、鉄骨2階建て、1棟、986.4平米。飼肥料庫、鉄骨平屋建て、1棟、70平米。格納庫、鉄骨平屋建て、1棟、155.7平米。堆肥舎、鉄骨平屋建て、1棟、465.3平米。

土地、所在地ですが、郡上市明宝奥住水沢上3447番地19の一部でございます。地目、原野、面積8,000平米。

貸与の相手方、郡上市明宝気良1467番地、氏名、山田義正。

貸与の期間、平成28年1月1日から平成36年3月31日。

4、貸し付け料、建物、年額16万円、土地、年額8万円、合計、年額24万円でございます。

裏面へ行きまして、貸与の条件、貸与する財産のうち、建物は8年間の有償貸与の後、借り受け人へ無償譲渡する。

貸与する理由、水沢上牧場の旧管理棟ほか5施設の普通財産について、施設の有効利用と畜産振興を図るため、市内畜産農家に当該財産を安価で貸与するものでございます。

貸与する財産の位置、形状でございますが、資料のほうに航空写真等を示しておりますので、ごらんいただきたいと思ひます。場所につきましては、明宝の奥住の水沢上でございます、めいほうスキー場の入り口でございます。スキー場に向かひまして、向かひて入り口の左手でございます。

次、めくつていただきますと、拡大した航空写真で配置図が載っております。ナンバー1からナンバー6までの6施設でございます。6施設のそれぞれの形状につきましては、個別で写真を6枚載せておりますので、そちらのほうをごらんいただきたいと思ひます。

これらの施設でございますが、これらの施設を利用して行っていました市の直営によります牛の飼育事業につきましては、行政運営の効率化という観点から、ことし3月までに全て廃止いたしまして、畜舎等6施設につきましては、ことし4月から未利用ということになっておりました。この施設は、さきの9月議会で議決をいただき、市営牧場条例から削除いたしまして、現在は行政財産から普通財産に移管しております。

この財産の有効利用と市の畜産振興を図るため、施設の貸し出し先の公募、募集のほうを10月の広報紙に掲載するとともに、市内の全畜産農家へ郵送により広報いたしました。10月末までに応募があった2件の畜産農家について、貸し出し施設の有効利用等の観点について、庁内の選定委員会で審査を行いまして、そのうちの1畜産農家に同施設を有償で貸与しようとすることにいたしましたのでございます。

建物につきましては、ことしの11月末をもちまして、新築から28年間が経過いたしまして、いずれの施設も国庫補助金の返還算定となります処分制限期間、耐用年数ですが、それを経過しております。

建物の貸し付け料は、年額16万円で、その積算根拠でございますが、財産管理台帳の残存簿価に占める市町村費を貸し付け期間の8年で割って、さらに施設の損耗度合いから40%減額した価格となっております。

なお、用地・土地につきましては、市が一般財団法人明宝から賃借いたしまして、同額の借地料をもって貸し付け者のほうへ転貸するものでございます。

普通財産の貸し付け料につきましては、郡上市普通財産の貸付及び処分に関する要綱では、建物は台帳価格の1000分の12と規定されておまして、これによりますと、年額約25万5,000円ということになりまして、これにして安価でございますので、今回、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（尾村忠雄君） 以上で説明を終わります。質疑については、会期日程に従い、改めて行います。

◎報告第16号について（報告）

○議長（尾村忠雄君） 日程30、報告第16号 専決処分の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

総務部長 三島哲也君。

○総務部長（三島哲也君） 報告第16号 専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。平成27年12月1日提出、郡上市長 日置敏明。

1枚めくっていただきまして、専決第12号でございます。専決処分、和解及び損害賠償の額の決定について。

和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。平成27年10月15日、郡上市長 日置敏明。

損害賠償による和解の内容でございますけど、平成27年8月24日午後0時5分ごろでございますけど、郡上市八幡町相生2297番地付近におきまして、狭い道路ですれ違いの際に、公用車——自主バスでございますけど、が前進し、右ハンドルを切ったところ、停止中の相手の車に接触したものでございます。市は示談により損害を賠償するということでございます。損害の賠償の相手方は、記載のとおりでございます。損害賠償の額は15万4,200円でございます。どうも申しわけありませんでした。

以上でございます。

○議長（尾村忠雄君） 報告が終わったので、質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（尾村忠雄君） 質疑なしと認めます。以上で報告第16号の報告を終わります。

◎議報告第11号について

○議長（尾村忠雄君） 日程31、議報告第11号 諸般の報告について（例月出納検査の結果）が監査委員より別紙写しのとおり提出されておりますので、お目通しいただき、報告にかえます。

◎散会の宣告

○議長（尾村忠雄君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

長時間にわたり慎重に御審議いただき、ありがとうございました。

本日はこれで散会いたします。

（午後 1時16分）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 尾 村 忠 雄

郡上市議会議員 古 川 文 雄

郡上市議会議員 清 水 正 照